

宮城県企業局管理規程第 11 号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規定

工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日宮城県企業局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水の申込み)</p> <p>第 10 条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第 4 号）により、<u>給水を受けようとする日の 60 日前までに</u>管理者に給水の申込みをしなければならない。</p> <p>(基本水量の変更等)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により、<u>変更又は廃止しようとする日の 30 日前までに</u>管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給水の申込み)</p> <p>第 10 条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第 4 号）により管理者に給水の申込みをしなければならない。</p> <p>(基本水量の変更等)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により、<u>あらかじめ</u>管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この管理規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。